

経税部  
だより

# 教育資金の一括贈与の非課税制度の検討

税理士 柄溝 宗生

2013(平成25)年 教育資金の贈与は非課税  
税制改定で、教育資金の  
一括贈与を受けた場合の  
非課税制度(措法70条の  
2の2、以下「一括贈  
与」)が創設された。従  
来からも扶養義務者間の  
来からも扶養義務者間の  
来からも扶養義務者間の

## 一括贈与に係る非課税制度

### 1. 制度の概要

●受贈者の直系尊属(祖  
父母・父母など)は、子  
孫(30歳未満の方に限  
る。以下「受贈者」とい  
います。)名義に金融機  
関の口座等に、教育資金  
に充てる資金を一括して  
拠出する。受贈者は、1  
500万円までを非課税  
間。

### 2. 背景

●贈与者が途中で死亡し  
ても、教育資金管理契約  
には影響しない。  
●贈与者が途中で死亡し  
ても、教育資金管理契約  
には影響しない。

### 3. 教育資金の範囲

「現行制度では、扶養  
義務者間(親子間等)で  
必要の都度支払われる教  
育資金とは、次に掲  
げる金銭をいう。

## 現行法での教育費 非課税制度の考え

### ①贈与税の非課税

相続税法では、扶養義  
務者相互間において生活  
費又は教育費に充てるた  
めにした贈与により取得  
した財産のうち通常必要  
と認められるものは、贈  
与税を非課税(21条の  
3)としている。

### ②扶養義務者の考え方

扶養義務者は、配偶者  
及び民法877条に規定  
する親族と(相続税1条  
の2)している。  
民法877条では、直  
系血族及び兄弟姉妹は、  
お互いに扶養をする義務  
がある。また、家庭裁  
判所は、特別の事情があ  
る場合は、扶養義務を定  
めていない。

### ③教育(学習塾、そろば んなど)に関する役務 の提供の対価や施設の 使用料など

①入学金、授業料、入園  
料、保育料、施設設備  
費又は入学(園)試験  
の検定料など  
②学用品費、修学旅行  
費、学校給食費など学  
校等における教育に伴  
って必要な費用など  
③学校の授業料以外に対  
して直接支払われる次のよ  
うな金銭で社会通念上相  
当と認められるもの  
イ、役務提供又は指導を  
行う者(学習塾や水泳  
教室など)に直接支払  
われるもの  
④教育(学習塾、そろば  
んなど)に関する役務  
の提供の対価や施設の  
使用料など

### ④スポーツ(水泳、野球 など)又は文化芸術に 関する活動(ピアノ、 絵画など)その他教育 の向上のための活動に 係る指導への対価など

⑤③の役務提供又は④の  
指導で使用する物品の  
購入に要する金銭  
ロ、イ以外(物品の販売  
店など)に支払われる  
もの  
⑥②に充てるための金銭  
であって、学校等が必  
要と認めたもの

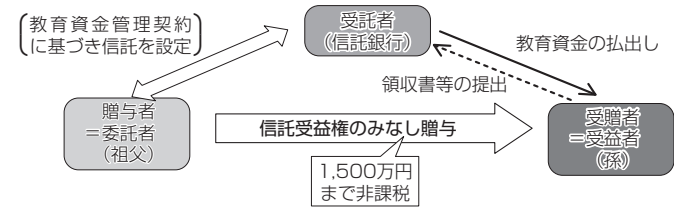
も扶養義務者に該当する  
と広く解釈している。  
現行法でも、祖父母か  
ら孫への贈与は別生計で  
あっても非課税である。  
③教育費と通常必要と認  
められる範囲  
したがって、祖父母が  
孫に対し教育資金として  
贈与する場合は、その金  
額が歯科大学の入学金  
や学費のように多額で  
あっても、「教育費」と  
して必要な都度直接こ  
れらの用に充てるための  
贈与(基本通達21の3-  
5)であれば贈与税は非  
課税とされるのである。  
ただし、生活費又は教  
育費の名目で取得した財  
産を預貯金した場合ある  
いは株式や家屋の買入  
れ代金に充当したような  
場合などには、「通常必  
要なもの」には該当せず  
贈与税が課税される。  
また、「教育費」と  
は、「被扶養者の教育上  
通常必要と認められる学  
費、教材費、文具費等を  
いい、義務教育費に限ら  
ない。」(相続税基本通  
達21の3-4)とあり、  
高校、大学等における教  
育費も含まれる。  
歯科大学の入学金や学  
費を、扶養義務者が負担  
しても社会通念上相当と  
認められる範囲の財産に  
該当すれば贈与税は課税  
されない。例えば親にと  
って負担が困難でも祖父  
と扶養者の資力その他  
一説の事情を勘案して社  
会通念上相当と認める範  
囲の財産)内の負担であ  
れば高額であっても贈与  
税は発生しない。

## 選択のポイント

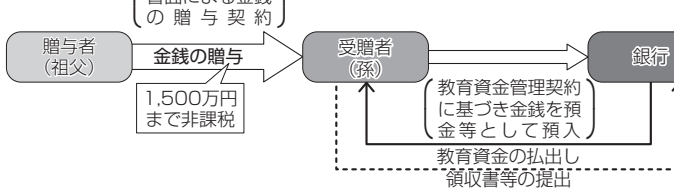
①一括贈与制度は、金融  
機関等を通して、教育  
資金の用途を管理して  
いく必要がある。その  
ために支払った証憑類  
を金融機関に提出・確  
認を受ける煩雑さや管  
理手数料も当然発生す  
ることを考慮する。  
②一括贈与は贈与者が死  
亡しても贈与額が相続  
開始前3年内贈与加算  
に取り込まれることは  
ない。よって贈与者が  
高齢の場合などで相続  
財産を生前に減少させ  
ることが可能である。  
③非課税拠出額から教育  
資金支出額を控除した  
残額は、受贈者が30歳  
に達した日に贈与があ  
ったものとして贈与税  
の対象になるが、その  
金額によっては、贈与  
税の負担が大きくなる  
可能性がある。

図 贈与を受けてから主に教育資金管理契約を締結するまでの  
金融機関等ごとの流れ

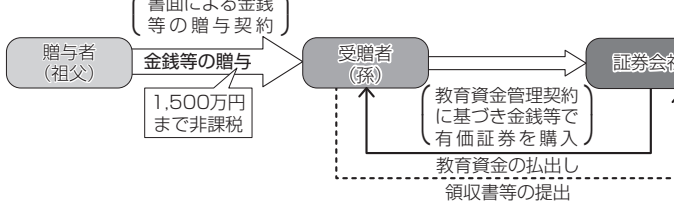
### ①信託銀行の場合



### ②銀行の場合



### ③証券会社の場合



(注) ②③の場合は、受贈者は贈与により金銭等取得した後2か月以内に、  
教育資金管理契約に基づき、金銭を預金等として預け入れをし、又は金銭等  
で有価証券を購入しなければなりません。

上記③の場合に、贈与者の証券口座から受贈者の証券口座へ有価証券を振替  
えたときは、有価証券の購入があったものとみなされます。

(出所) 国税庁「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与  
税の非課税に関するQ&A」

# 休業保障

受付期間 1月20日まで

- ①最長730日の長期保障!
- ②掛け金が満期まで変わりません!
- ③掛け捨てではありません!
- ④自宅療養、代診をおいても給付!
- ⑤傷病給付金は非課税!
- ⑥所得補償保険との重複受給OK!

【加入日】 2014年4月1日  
【加入申込資格】  
①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ  
週16日時間以上で業務に従事している。  
②59歳(昭和29年10月2日以降生まれ)までの保険医協会会員  
で、約款に同意できる保険医。  
※加入(増口)申込みできる方は、上の要件を全て満たす方です。

### □給付内容 (1口につき)

給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金 入院給付金	【疾病】2014年7月1日以降に発病した病 気を原因に休業したとき、【傷害】2014年4 月1日以降の傷害を原因に休業したとき	疾病も傷害も6日以上連続して休業した場 合、6日目から1日につき自宅6,000円、入 院2,000円を加算【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超え て、引き続き連続して休業したとき	1日につき自宅3,000円、入院6,000 円【連続1回限り230日限度】
弔慰給付金	傷病により死亡したとき	500,000円 (+ 脱退給付金)
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000円 (+ 脱退給付金)
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付 金額を確定

※資料請求・お問合せは、協会共済部(☎06-6568-7731)まで。